

【問い】

住宅の確保については、公的住宅への優先入居が可能となっているはずだが、実際にはなかなか難しいことが多い状況を経験する。住宅の確保についての現状はどのようになっているか。公的住宅入居を希望した者がどの程度入居できているか。

【回答】

配偶者からの暴力被害者への住宅の確保については、公営住宅の優先入居・目的外使用が可能となっている。実績としては、平成19年度末時点で、優先入居により47戸、目的外使用により38戸が入居している。なお、希望した者がどの程度入居できているかについては把握していない。